

5 林整計第 650 号  
令和 5 年 12 月 21 日

各森林管理局 計画保全部長 殿  
森林整備部長 殿

林野庁 森林整備部 計画課長  
治山課長  
国有林野部 業務課長

### 森林土木工事における施工性の高い工種・工法の適用促進について

森林土木工事は奥地山間地域での急傾斜地で施工する 경우가多く、現場条件等も厳しいことから、これまで実施している工種・工法を見直し、更なる生産性の向上、工期短縮、施工管理の負荷軽減、安全性の向上、働き方改革への寄与など、森林土木工事現場の労働環境等の改善が強く求められている。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）においては、発注者の責務として適正な工期設定や施工時期の平準化、適切な設計変更、情報通信技術の活用等による生産性向上、災害時の見積り徴収の活用等について規定されており、これらの取組を通じて公共工事等を実施する者が適正な利潤を確保できるよう取り組む必要がある。

さらに、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）においては、これまで建設業において適用除外とされていた時間外労働の上限規制が、令和 6 年 4 月 1 日から罰則付きで適用されることから、著しく短い工期となることのないよう、適正な工期により請負契約を締結することが、より一層重要となってきている。

これらを踏まえ、別添のとおり、森林土木工事における生産性の向上や工期短縮等に資する施工性の高い工種・工法の適用を促進することとしたので、設計から施工段階において積極的に取り組むようお願いする。

担当：計画課 施工技術班担当課長補佐  
治山課 施設実行班担当課長補佐  
業務課 路網整備班担当課長補佐  
治山班担当課長補佐  
災害対策班担当課長補佐

## 森林土木工事における施工性の高い工種・工法の適用促進について

森林土木工事において、生産性向上や工期短縮等がより一層重要となっているため、施工性の高い工種・工法の適用を促進することとする。

具体的には、車両（特殊車両を含む。）による運搬が可能な規格の構造物で、設計強度等の当該施設の設置目的（要求性能等）が満たされる場合については、原則、生産性の向上が見込めるプレキャスト工法等（※）を採用することとする。

## ※プレキャスト工法等

組立が容易でありユニット化された木製品、鉄鋼製品及び施工性の高いプレキャストコンクリート製品などの工場において製作された二次製品（以下、「プレキャスト製品等」という。）を用いる工法適用に当たっては、以下の事項に留意することとする。

## 1 プレキャスト工法等の適用に当たっての留意事項

- (1) 適用に当たっては、従来工法と比べて生産性の向上が期待できることや、安定的かつ適切に機能を発揮できることを確認する。
- (2) 現場打ちコンクリート工などの従来工法が、省力化や施工性の観点から有利な場合は、これらの工法の採用を基本とするが、日本工業規格（JIS）に規定されたレディーミクストコンクリートの運搬時間を確保できない場合や適時の供給が困難な場合等は、プレキャスト工法等の適用を検討するものとする。
- (3) 湾曲などの特殊な形状の構造物は、技術力や専門性を特に必要とし、施工性も低いことから、設計段階から直線的で単純な構造とし、プレキャスト工法等の適用を検討するものとする。
- (4) 当該施設の設置目的や施工条件等を考慮して、プレキャスト工法等の適用が不適當、又は困難な場合は対象外とする。
  - (例)・土石流に対する設計強度が確保されず要求性能を満たせない場合、及び第一種林道でセミトレーラの通行に必要な要求性能を満たせない場合
  - ・現地の状況等から特殊な形状の構造物を施工する場合
  - ・車道幅員が狭いなど施工箇所までの運搬路に制約がある場合
  - ・木製残存型枠などの木材利用を優先する必要がある場合 等
- (5) 運搬路に制約がある場合でも、特殊車両による運搬が可能な規格の構造物についてはプレキャスト工法等の適用の対象とする。

## 2 プレキャスト工法等に用いる製品の運搬に当たっての留意事項

### (1) 運搬の可否を判断する際の留意事項

- ・ 運搬ルートにおける重量制限や道路線形等の事前確認の徹底
- ・ 現場周辺の待機場所の有無などの情報の確認
- ・ 関係機関、地元関係者との安全条件、騒音、振動などの環境条件の調整

### (2) 運搬に当たっての留意事項

- ・ 道路法、道路交通法等、関係法令の遵守
- ・ プレキャスト製品等に関する運搬上の取扱情報（固定方法や養生方法等）の確認
- ・ 製作や現場工程を考慮した特殊車両の申請手続きの実施

## 3 プレキャスト工法等に用いる製品の選定に当たっての留意事項

(1) 工期短縮など生産性の向上が期待できるものであること、安定的かつ適切に機能を発揮できるものであること、及び、実勢価格、施工実績、施工期間の短縮、流通状況等について確認し選定するとともに、適切な予定価格や仮設計画等により発注・施工が行われるよう設計・積算に留意する。

(2) 適用頻度の高いプレキャスト工法等については、上記3(1)を確認した上で、各局で基準として定めることを検討するものとする。

(3) 山腹工や溪間工等のうち現地発生材の活用や伝統的に用いられてきた、いわゆる伝統工法（従来工法）は、長年の経験に裏打ちされ蓄積されてきた知識・技術が内在し、その維持・継承は極めて重要である。これらの技術・工法を活用する場合は、積算の条件にも留意しつつ取り組まれない。

(4) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律18号、以下、「品確法」という。）において、発注者の責務として適正な工期設定や生産性向上等について規定されており、本取組によって事業費が増加したとしても、それは品確法の目的の達成のために必要な費用として考えられるが、事業費の増大があまりにも大きく著しく合理性を欠いていないか、より経済的な調達方法はないか等について確認する必要がある。